

平成29年第1回臨時会 予算及び付託議案審査関係資料

平成29年8月21日
総務部

【予算関係】

資料1 平成29年度8月補正予算に関する説明資料

(財政課)

資料2 災害援護資金貸付金について

(総合防災課)

資料3 災害り災者見舞金について

(総合防災課)

資料4 災害援護資金貸付金利子補給事業に係る債務負担行為の設定について

(総合防災課)

資料1 (予算関係)

平成29年8月21日
財 政 課

平成29年度8月補正予算
に関する説明資料

(議 案 第 1 4 8 号)

平成29年度8月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	16,030	土木費負担金 16,030 (310,401 → 326,431)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	9,132,214	現年災害復旧事業費 6,032,684 (1,899,816 → 7,932,500) 団体営農業用施設災害復旧事業費 1,996,000 (629,000 → 2,625,000) 団体営農地災害復旧事業費 528,000 (270,000 → 798,000) 林道施設災害復旧費 394,000 (165,000 → 559,000) 災害関連緊急治山対策費 106,665 (65,333 → 171,998)	
10 財産収入			
11 寄付金			
12 繰入金	1,557,387	財政調整基金繰入金 1,557,387 (4,910,011 → 6,467,398)	
13 繰越金			
14 諸収入	200,000	農業・漁業経営フォローアップ資金貸付金元利収入 200,000 (555,999 → 755,999)	
15 県 債	5,414,500	現年発生土木災害復旧事業費 3,055,800 (1,061,900 → 4,117,700) 地方道路等整備事業費 550,900 (7,239,800 → 7,790,700) 土木河川等整備事業費 544,400 (2,013,700 → 2,558,100) 現年発生単独土木災害復旧事業費 445,300 (210,700 → 656,000) 土木自然災害防止事業費 403,000 (3,947,500 → 4,350,500)	
合 計	16,320,131	588,560,179→604,880,310	

平成29年度8月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費			
3 民生費	255,500	災害り災者見舞金 133,400 (13,000 → 146,400) 災害援護資金貸付金 122,100 (0 → 122,100)	
4 衛生費			
5 労働費			
6 農林水産業費	683,487	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業 200,623 (556,848 → 757,471) 県単治山事業 199,600 (154,943 → 354,543) 災害関連緊急治山等事業 160,000 (107,000 → 267,000) 農業経営等復旧・再開支援対策事業 84,264 (0 → 84,264)	
7 商工費			
8 土木費	2,088,340	県単河川等環境維持修繕事業 611,910 (1,132,150 → 1,744,060) 県単道路補修事業 549,200 (4,469,206 → 5,018,406) 県単河川改良事業 295,000 (4,513,078 → 4,808,078) 県単道路維持修繕事業 250,900 (1,047,025 → 1,297,925)	
9 警察費			
10 教育費			
11 災害復旧費	13,292,804	現年発生土木災害復旧事業 9,088,504 (2,961,820 → 12,050,324) 農業用施設災害復旧事業 1,999,000 (871,000 → 2,870,000) 災害査定調査事業 836,000 (100,000 → 936,000) 農地災害復旧事業 530,000 (274,400 → 804,400)	
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	16,320,131	588,560,179→604,880,310	

平成29年度8月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費			
2 物 件 費			
3 扶 助 費			
3 その 他の 行政 経費	補 助 費 等	239,787	災害り災者見舞金 133,400 (13,000 → 146,400) 農業経営等復旧・再開支援対策事業 65,764 (0 → 65,764)
	積 立 金		
	投 資 及 び 出 資 金		
	貸 付 金	322,100	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業 200,000 (555,999 → 755,999) 災害援護資金貸付金 122,100 (0 → 122,100)
	4 維 持 修 繕 費	250,900	県単道路維持修繕事業 250,900 (1,047,025 → 1,297,925)
5 補 助 投 資 事 業 費	309,730	災害関連緊急治山等事業 160,000 (107,000 → 267,000)	
6 単 独 投 資 事 業 費	1,881,810	県単河川等環境維持修繕事業 611,910 (1,040,400 → 1,652,310) 県単道路補修事業 549,200 (4,469,206 → 5,018,406) 県単河川改良事業 295,000 (4,513,078 → 4,808,078)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費	12,011,504	現年発生土木災害復旧事業 9,088,504 (2,961,820 → 12,050,324) 農業用施設災害復旧事業 1,999,000 (870,000 → 2,869,000)	
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	1,304,300	災害査定調査事業 836,000 (100,000 → 936,000) 県単災害復旧事業 445,300 (210,700 → 656,000)	
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	16,320,131	588,560,179→604,880,310	

災害援護資金貸付金について

平成29年8月21日
総合防災課

1 目的

平成29年7月22日からの大雨により被害を受けた世帯主に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき貸し付けを行った市町村に対し資金の原資を貸し付けする。

2 予算額

122,100千円

〔 償 81,400千円 〕
〔 ⊖ 40,700千円 〕

○ 積算内訳

・ 住家が全壊した世帯	2,500千円 × 2世帯	5,000千円
・ 住家が半壊した世帯	1,700千円 × 38世帯	64,600千円
・ 家財が1/3以上損壊した世帯※	1,500千円 × 35世帯	52,500千円

※ 1/3以上損壊した世帯の世帯数は、過去の貸付実績から床上浸水世帯（690世帯）のうち5%（35世帯）が貸し付けを受けると想定

3 実施主体等

○ 実施主体

- ・ 市町村

○ 市町村から被災世帯への貸し付け

- ・ 償還期間 10年（据置期間3年）
- ・ 利率 3%

○ 国及び県から市町村への貸し付け割合

- ・ 国2/3、県1/3（無利子）

災害り災者見舞金について

平成 29 年 8 月 21 日

総 合 防 災 課

1 目 的

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給する。

2 予 算 額

1 3 3, 4 0 0 千円

〔 ⊖ 1 3 3, 4 0 0 千円 〕

○ 積算内訳

・ 住家が全壊した世帯	600千円 × 2世帯	1,200千円
・ 住家が半壊した世帯	200千円 × 38世帯	7,600千円
・ 住家が床上浸水した世帯	200千円 × 623世帯	124,600千円

○ 市町村内訳

・ 住家が全壊した世帯	大仙市 2
・ 住家が半壊した世帯	大仙市 30、仙北市 6、横手市 2
・ 住家が床上浸水した世帯	小坂町 1、秋田市 170、由利本荘市 16、 大仙市 270、仙北市 14、美郷町 1、横手市 151

3 実施主体

県（市町村長の報告を受け、り災世帯へ見舞金を支給）

【参考】見舞金の執行状況（平成 29 年 8 月 17 日現在）

（単位：千円）

所要額	執行済額			未執行分
	当初予算 執行分	予備費 執行分	執行済計	
146,800	11,400	52,980	64,380	82,420
〔 全壊 2 〕 〔 半壊 38 〕 〔 床上浸水 690 〕	〔 全壊 - 〕 〔 半壊 6 〕 〔 床上浸水 51 〕	〔 全壊 - 〕 〔 半壊 2 〕 〔 床上浸水 265 〕	〔 全壊 - 〕 〔 半壊 8 〕 〔 床上浸水 316 〕	〔 全壊 2 〕 〔 半壊 30 〕 〔 床上浸水 374 〕

※カッコ内の数値は世帯数

災害援護資金貸付金利子補給事業に係る債務負担行為の設定について

平成29年8月21日

総合防災課

1 目的

平成29年7月22日からの大雨により被害を受けた世帯主に対し災害援護資金を貸し付けた市町村において、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める利子3%に係る利子補給金を支給した場合、その1/2を補助する。

2 債務負担行為限度額

7,546千円

〔⊖ 7,546千円〕

○ 各年度の所要額（県から市町村への補助金）

- ・ 平成32年度 916千円
- ・ 平成33年度 1,702千円
- ・ 平成34年度 1,463千円
- ・ 平成35年度 1,217千円
- ・ 平成36年度 963千円
- ・ 平成37年度 702千円
- ・ 平成38年度 433千円
- ・ 平成39年度 150千円

※ 平成32年度の所要額は平成29年9月末日までの貸し付け分に係るものであり、10月以降の貸し付け分については平成33年度からとなる。

3 債務負担行為を設定する理由

貸し付けは平成29年度中に行い、3年間の据置期間を経て、平成32年度から平成39年度までが償還期間となり、それに伴い利子補給金事業も同期間継続するため、債務負担行為を設定する。